

令和4年第3回

島田市教育委員会定例会

令和4年3月24日

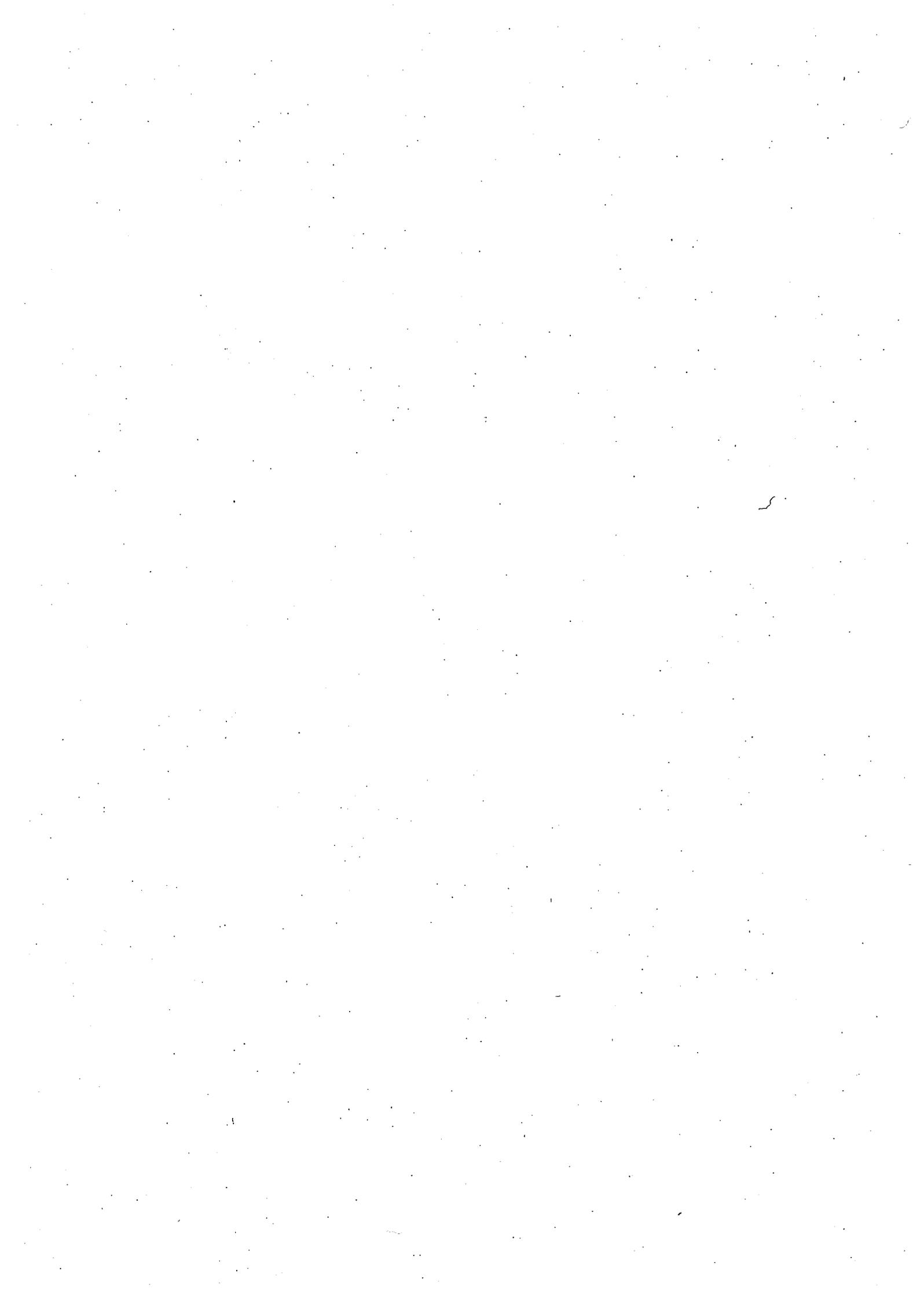


令和4年第3回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和4年3月24日（木）午前10時00分～正午  
会場：プラザおおるり 第1多目的室（1階）

1. 開 会
2. 会期及び会議時間の決定
3. 会議録署名人の指名
4. 教育部長報告
5. 事務事業報告
  - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課 (4) 社会教育課
  - (5) 博物館課 (6) スポーツ振興課 (7) 図書館課
6. 付議事項
  - (1) 令和4年度島田市教育の施策の大要について
  - (2) 島田市立小・中学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部改正について
  - (3) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
  - (4) 令和4年度島田市学校給食費の額について
  - (5) 六合公民館運営審議会委員の委嘱について
  - (6) 初倉公民館運営審議会委員の委嘱について
  - (7) 金谷公民館運営審議会委員の委嘱について
  - (8) 島田市スポーツ推進委員の委嘱について
7. 協議事項
  - (1) しまだの教育（リーフレット）について
  - (2) 社会教育委員に諮問するテーマについて
8. 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
  - (1) 事務局から提案するもの
  - (2) 各委員が提案するもの
9. 報告事項
  - (1) 令和4年2月分の寄附受納について（教育総務課）
  - (2) 令和4年2月分の生徒指導について
  - (3) 島田市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正について
  - (4) 島田市子ども・若者支援地域協議会要綱の一部改正について
10. その他
  - ・ 会議日程について

次回	第4回島田市教育委員会定例会	年制	12
日時	令和4年4月27日（水）	<del>午後2</del> <sup>10</sup> 時00分～午後4時00分	
会場	プラザおおるり 第3多目的室（1階）		
次々回	第5回島田市教育委員会定例会	3	
日時	令和4年5月26日（木）	午後2時00分～午後4時00分	
会場	市役所 大会議室		
11. 閉 会



# 教育部長報告



## 一 般 質 問 (令和4年2月市議会定例会)

### 2. 11番 横田川 真人 議員 (島和の会) (一問一答)

#### 2. 施政方針中の総合計画について

施政方針の中では、後期基本計画についても触れている。今後4年間の方向性を示す基本計画で、更なる発展を目指していることと思う。発展を示す指標が人口である。知ってもらい、来てもらい、気に入ってもらえて定住までつなげてほしい。そこで、以下質問する。

#### <質 問>

(1) スポーツの振興について、東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて、「これまで以上にスポーツの持つ素晴らしさを感じた大会」とのことである。この熱を一過性のものとしなないためにも目に見える形でのスポーツ振興策が求められる。今後のスポーツ振興はどのような考えか。

#### <答 弁>

今後の市のスポーツ振興につきましては、パラリンピックで注目を集めた「ボッチャ」をはじめとしたパラスポーツの普及に取り組むほか、「市民ひとり1スポーツの実現」等に向け、引き続きニュースポーツ教室やジュニアスポーツクラブの開催、スポーツ少年団への支援に取り組んでまいります。

また、競技スポーツの推進のため、合宿誘致やマラソン大会の開催等により、高いレベルに触れる機会の創出や市民スポーツの競技力・技術力向上のため、各種大会の開催を支援してまいります。

さらに、誰もが安全・安心にスポーツを楽しむことができるようローズアリーナや大井川河川敷のスポーツ広場等の維持管理に努め、身近な場所でスポーツに親しめる機会の創出に取り組んでまいります。

#### <質 問>

(2) 教育について、「島田市でなら安心して子育てができる」と思ってもらえるように努めるとのことだが、いじめや貧困への対策はどのように考えているか。

#### <答 弁>

市内小中学校では、担任を中心に学校全体で、児童・生徒一人ひとりの様子を把握し、いじめや貧困の状況によっては、関係機関と連携をとって、児童・生徒やその家庭の支援に努めています。

特に、いじめに対しては「島田市いじめ防止基本方針」に則り、対応しています。いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものと捉え、学校に対し積極的に認知するように働きかけております。

学校では、アンケート調査を繰り返し行うとともに、道徳教育をはじめとし、教育活動全体を通じて、いじめの未然防止に努めています。

発見したいじめについては、速やかに把握し、スクールソーシャルワーカーの活用等を含め組織的に誠意をもって早期対応し、早期解決するよう努めています。いじめ解消後も少なくとも3か月は経過を観察し、いじめが再発していないかどうか確認し

ています。

また、本市においては、スクールソーシャルワーカーの配置や、いじめ問題対策連絡協議会における有識者による協議、市内小中学校の教員を対象とした生徒指導研修会における啓発等により、学校に対する指導・支援を行っています。

### 3. 16番 森 伸 一 議員（島田市民会議） （包括質問）

#### 1. 令和4年度施政方針と予算の大綱について

染谷市長は先日、「今、踏み出すとき、このまちの未来のために」というサブタイトルをつけた来年度の施政方針を述べた。これに関して、以下質問する。

<質 問>

(2) 観光文化部の新設について

① 文化資源を生かした観光について述べられているが、文化創造、研究という面も含め、文化についての市長の考え方はどうか。

<答 弁>

文化は、日々の生活における社会経済活動に深く関わり、長い時をかけて積み重ねられ、伝えられてきた英知の結晶であります。すなわち、文化とは少子化、超高齢化の社会にあって、人と人が共生し、潤いのある地域社会を築いていくための糧となるもの、人々の暮らしや心を豊かにするものと考えます。

9月議会の答弁でも申し上げましたが、島田市は江戸時代から宿場町として栄え、川留め等により高い文化力を育む土壌があったまちです。これは、現在においても継承されていると認識しています。

市民による文化協会の設立や清水文庫の立ち上げなど、市民が広く活躍しています。そこをしっかりと次世代に受け継いでいかなければならないと考えております。

令和2年3月に策定した「島田市文化芸術推進計画」では、文化芸術に関する取組を一層推進するため、市民の皆様をはじめ、個人・団体・事業所そして行政のそれぞれが、文化芸術の担い手であることを認識し、相互に連携することで「大井川の恵みが育む文化芸術を紡ぎ、誰もが心豊かになれるまち しまだ」を目指しています。

今後、この計画に基づき、文化芸術を「まもる」・「はぐくむ」・「つくりだす」・「つなげる」を4つの柱として事業を展開してまいります。

<質 問>

② 博物館常設展示のリニューアルについては、どのような方針、博物館像を考えているか。

<答 弁>

博物館常設展示室のリニューアルにつきましては、令和2年度末に策定した「島田市博物館常設展示施設改修事業基本構想」に基づいて、開館から約30年を迎えて老朽化している展示機器の更新及び展示内容を刷新する予定です。

この基本構想では、「東海道と大井川が織り成す交流の場」を展示テーマに定め、川越しに関するガイダンス施設として歴史文化を中心とした展示とし、「見て、触れ

る」体験学習や「学び、発見」を導く展示を行い、誰にでもわかりやすい展示、未来に歴史文化を伝え残す博物館にしていきたいと考えています。

また、隣接する川越遺跡を一体として活用することで、より一層の効果を高めていきます。

<質問>

③ 今年、企画されている刀剣展の内容について、以前の刀剣展と違う目玉は何か。

<答弁>

令和4年度に開催を予定している刀剣展は、「たゆたう刃文 きらめく沸」と題して、五ヶ伝と呼ばれる日本刀の主な作風のうち、刃文が豊かに波打ちながら強い輝きを放つ「相州伝」に焦点を絞って展示します。

鎌倉時代に鎌倉で発祥した「相州伝」の刀は、備前（岡山県）や山城（京都府）に伝わった後、全国各地に広まり島田鍛冶も強く影響を受けています。

これまでと同様、島田鍛冶とそれに関連する刀剣を展示していきますが、「相州伝」に焦点を絞った展示は初めてであり、今回の目玉として考えています。

なお、主な展示として、当館が所蔵する重要刀剣「助宗」をはじめ、全国各地の「相州伝」の特徴がある刀剣の数々を紹介していく予定です。

<質問>

(4) 地域ぐるみの教育環境をつくるについて

① 昨年度から各小・中学校区にコミュニティ・スクールが設置された。以前、質問したとき、成否はコーディネーター役にかかっている、小・中学校の連携が大事との答弁だったが、どのようになったか。

<答弁>

本市では、令和2年度から市内小中学校にコミュニティ・スクールを導入しました。

各学校の実情によりますが、学校運営協議会には、自治会の役員や退職した教員、公民館の館長等、地域や学校に詳しい方々が入っています。

また、社会教育課で組織する地域学校協働本部の地域学校協働活動推進員が、委員として加わっている学校もあります。

コーディネーターは、それらの委員の中で、地域と学校をつなぐ中心的な役割を担います。

このコーディネーターを中心に、長期休業中に地域の高校生の協力を得て中学生が学習できる場を作ったり、保護者が気軽に集って語り合うことができる場を作ったりした学校もあります。

さらに、クラブ活動や総合的な学習の内容に適した地域人材の発掘や連絡、地域の様子が分かる掲示物コーナーの作成等によって、地域と学校を繋いでいただいています。

同じ中学校区内で、小中学校の複数の学校運営協議会に入っている委員が、小学校・中学校をつなぐイベントを企画したり、中学校区全体に関する情報を提供したりする事例もあります。

また、令和4年度から中学校区内で1つの学校運営協議会を組織するように計画し

ている地区もあります。

<質 問>

② 地域学校協働本部の現状と今後の課題について、どのように考えているか。

<答 弁>

地域学校協働本部は、コミュニティ・スクール設置に伴い、これを地域から支援するため、中学校区単位で設置をしています。

中学校区内に複数の小学校がある学区については、全ての学校の事業に対して十分に対応できないこともあったため、令和4年度からは、市内の全小中学校に本部を設置する計画であり、今後はより一層、コミュニティ・スクールと連携して実施できるものと考えております。

## 6. 10番 村 田 千鶴子 議員 (緑風しまだ) (一問一答)

### 1. 令和4年度施政方針と予算の大綱について

新年早々第6波の様相となり、本県も1月27日からまん延防止等重点措置が適用され、ピークアウトがなかなか見えない状況である。こうした中、新年度に当たり、施政方針と予算の大綱が示された。そこで、基本的なまちづくりの方針と新たな施策に係り、以下質問する。

<質 問>

(6) 「新庁舎建設に伴い執務室を集約することで、プラザおおりの本館及び東館に生じる空きスペースについては、改修に係る設計業務を進めてまいります。」について、今後の活用をどのように考えているか。

<答 弁>

新庁舎建設に伴い、プラザおおりの本館及び東館に生じる空きスペースの活用につきましては、文化芸術活動や市民活動の拠点としての機能がより充実するよう検討を進めております。

具体的に、本館については、市民から要望の多い防音のリハーサル室を兼ねた多目的室、及び中規模の会議室などを想定しております。

また、旧図書館の東館につきましては、閉架図書、清水文庫を存続しながら、学習スペースの拡張や多様な市民活動の場として、使いやすいスペースとすることを想定しております。

なお、令和4年度当初予算に施設改修に係る設計委託費を計上しておりますので、東館の給排水設備の劣化状況なども考慮しながら、具体的な改修内容を決定してまいります。

## 8. 3番 青 山 真 虎 議員 (一問一答)

### 1. 島田第一小学校の建て替えや市内の危険通学路など、学校の諸課題について

学校関連の質疑をする。子供の立場になって考えて欲しく、以下質問する。

<質 問>

- (1) 島田第一小学校の新校舎建設について、図面が出来上がった時点で議員に配付されたが、提案不要との考えか。

<答 弁>

新校舎の配置、平面計画等については、令和2年度に保護者、地元自治会代表者や教職員で組織した校舎等建設検討委員会により、意見を集約したものです。これをもとに基本設計を行い、限られた学校用地の中で、必要な施設を効率的に配置し、児童の教育環境に配慮した計画としました。

実施設計は基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化したものであるため、今後における構造やレイアウト変更については難しい状況です。

<質 問>

- (2) 校舎の建設（建設中）を含めて、統廃合の問題点は何か。

<答 弁>

今回の計画は児童や教職員の引越しの負担軽減と工事期間中における児童の安全確保の観点から、校舎等を現在のグラウンドに建設することにしました。工事期間中、グラウンドが狭小となり、体育の授業等は体育館を使用することが多くなることから、教育活動への制約が想定されます。

また、5校の統合により、児童数が増加し、校舎や体育館、放課後児童クラブの規模が大きくなり、北部4校の保護者の強い要望であった駐車場の確保が課題になりました。

<質 問>

- (3) 廃校により出る廃品や備品について、市民に払下げをしないか。

<答 弁>

閉校する4小学校の備品や消耗品につきましては、まず島田第一小学校を優先としながら他の小中学校、教育委員会、市長部局の順に再利用を検討します。

その後、再利用されない物品のうち、国の補助を受けて購入したため処分の制限がかかっていたり、耐用年数が残っていたりする物品を除き、地元の自治会や住民の皆様が無償譲渡を行う予定です。

なお、最終的に残った物品は廃棄処分することになります。

<質 問>

- (4) 伊太地区の小学生だけがバス通学から外れた場合、冬の登校は夜明け前になる。市の都合で廃校にするのだから、その責任としてバス通学にして最後まで面倒をみるべきと考えるがどうか。

<答 弁>

北部4小学校と島田第一小学校の統合に向け、学校カリキュラム等検討委員会において、スクールバスの運行について検討しています。

統合により遠距離通学となる伊久美・神座・相賀地区の児童がスクールバスで通学するために、中型バス3台の運行が必要であると考えています。

伊太地区においては、市内の状況を踏まえ、対象児童の自宅から学校までの通学距離や通学路を確認し、慎重に検討を進めています。

<質 問>

(5) 市内の危険通学路は何か所あるか。また、対策の難しい狭小道路はどのような対策を考えているか。

<答 弁>

毎年6月に児童、保護者、自治会等からの情報を含め、小学校が点検を行っており、令和3年度に本市に報告があった箇所は、72か所でした。このうち、緊急性が高いため合同点検の要請があった箇所は8か所で、3か所は既に対策済みであったため、5か所について合同点検を実施しました。

合同点検では、小学校、教育委員会、道路管理者、市の交通安全担当、警察署で、現地を確認し、対応策を検討後、対応しています。

狭小道路の対策として、学校においては、実情に合わせて、通学路変更の検討や、通学する児童及び保護者への交通安全の啓発、保護者や地域の方による見守りを行っています。

市の道路の物理的な対策については、道路管理者が道路の状態や交通状況、周辺住民の要望等を鑑みて、道路の補修改修等、対策を施しています。

<質 問>

(6) 授業方針や学校生活において、島田第一小学校の改築をきっかけに考えていることはあるか。

<答 弁>

北部4小学校と第一小学校の統合後の授業方針や学校生活については、現在学校カリキュラム等検討委員会で検討しています。

校名や校歌、教育活動の編成、学校間交流等を各校校長、教頭、教務主任、事務職員、教育委員会が集まり、統合までのロードマップを作成して検討を重ねています。

子供たちや保護者、地域の方の声を聴きながら、子供たちが楽しい学校生活を送れるように今後も検討を重ね、令和6年度の統合が安心して迎えられるようにしていきます。

## 9. 8番 山本孝夫議員 (一問一答)

### 1. 当市の中学校の部活について

私は、これまでにこのテーマについて、何回か議会等で取り上げてきた。文部科学省からの通知では、部活動についての考え方や、具体的方策、スケジュール等が述べられている。この通知に沿って当市の取組がどのように進められ、また、これから進めていくか、以下質問する。

<質 問>

(1) これまでの取組の内容を伺う。

<答 弁>

本市では、これまでに国から示された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の通知に基づき、本市の中学校部活動のあり方について、中学校長会をはじめ

め、関係課での協議を進めています。

協議においては、本市の中学校として実現可能な休日の部活動のあり方や、地域の指導者及び関係団体との連携の仕方について、具体的に検討しています。

<質問>

(2) 取組の中でどのような問題点があるか伺う。

<答弁>

とりわけ、保護者を含む関係者の意識変革が課題となると捉えています。国の通知には、実践研究を基に「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る」と示されています。

遠くはない未来、中学校の部活動のあり方が変わるのだ、部活動は地域に移行するのだ、という意識を、保護者を含む関係者にもっていただき、御理解と御協力の上で、取り組んでいく必要があると捉えています。

その上で、地域の区割りや地域への移行方法に関する事、地域の運営者や指導者の確保及び費用に関する事、そして、指導を希望する教員の処遇に関する事といった課題に、ひとつひとつ丁寧に取り組む必要があると考えます。

<質問>

(3) 問題解決のため、どのような議論がされ、解決策はどのようなものか。

<答弁>

保護者を含む関係者の意識変革については、引き続き関係者と協議をする中で、遅くとも令和4年度の適切な時期に周知することを考えています。

枠組み、人材、費用等については、本市における実践研究の成果と課題を基に、協議をしていきます。協議においては、これまで以上に広く意見を募りたいとも考えています。

<質問>

(4) 通知に示されたスケジュールどおり当市も進められるか。

<答弁>

国からの通知において、令和2年度から令和4年度までの市町村のスケジュールに「実践研究の実施」があります。現在、令和4年度の実践研究の実施に向けて関係者との協議を進めているところです。

そのほか「活動時間の適正化の推進」については、島田市部活動ガイドラインにおいて既に実施済みです。「地域スポーツ・文化環境の整備の推進」については、関係課の連携において進めているところで、示されたスケジュールに沿っています。

<質問>

(5) 今後の部活動について、何か新しい取組などを考えているか。

<答弁>

国の通知においては、地域部活動だけではなく、合同部活動についても示されており、本市としては、地域に部活動を移行するためのひとつの方策として、合同部活動を移行の過程に取り入れることを検討しており、現在、その実現のための協議を進めています。

11. 12番 大 関 衣 世 議員 ( 一問一答 )

2. 特別支援教育の取組について

令和4年度の新規事業として、特別支援教育等に要する経費が748万円計上されている。コロナ禍で増加傾向にある不登校児や、発達に課題を抱える児童・生徒の増加を鑑み、今後、拡充が必要となる取組であると考え、以下質問する。

<質 問>

(1) 事業化の経緯を伺う。

<答 弁>

令和3年度までそれぞれの事業の中に計上してきた「特別支援教育等に要する経費」を令和4年度からは一括し、計上することにしました。

特別支援教育の中で様々な判断や支援を受ける際、発達検査が必要となっています。特別支援教育の理解が進み、年々発達検査を希望する児童・生徒が増加し、検査の長期待機者が増えてきました。

その状態を解消するため、新たに発達検査員を2人雇用し、検査を進めてきました。来年度も3人の公認心理師を雇用し、多くの発達検査を行えるように新規事業として計上いたしました。

<質 問>

(2) 事業内容を伺う。

<答 弁>

今年度、発達検査待機者解消のために、昨年10月から新たに雇用した公認心理師2人は、学校を巡回して検査しております。今までは教育センターで1人が発達検査をしていましたが、来年度からは3人が学校を巡回して行う予定です。これにより、発達検査の待機者の解消につながるものと考えます。

また、巡回で行うことにより、保護者や児童・生徒が教育センターまで出向くことができなく、発達検査の結果を保護者と学校関係者が一緒に聞くことができるため、適切な就学支援につながると考えます。

併せて、公認心理師による巡回相談や就学支援委員会での審議、専門家チームによるケース検討等を通して、児童・生徒に寄り添った支援ができるよう、取り組んでいきます。

13. 7番 四ツ谷 恵 議員 ( 一問一答 )

1. 初倉地区の学校再編について

全国で学校統廃合が増え、小・中一貫校化に伴う実質的な統廃合も増加している。学校統廃合は、単に効率化や少子化によって学校が閉鎖されるという問題だけではない。子供たちの成長、発育や保護者にも大きな影響を与えている。学校が閉校となることによって、地域のコミュニティも薄れていくのではないかと危惧する。また、小・中学校が一緒になり、大規模校になると子供たちへの行き届いた教育が出来にくくなるのではないかと危惧する。統廃

合が始まってから10年以上経過している全国の経験に学び、小中一貫校のメリット・デメリットを認識した上で判断すべきと考え、以下伺う。

<質 問>

(1) 初倉地区小中学校再編方針検討委員会の提言書が示す内容は何か。また、今後の再編に向けてのスケジュールはどうか。

<答 弁>

初倉地区小中学校再編方針検討委員会提言書には、再編の形態は「施設一体型小中一貫校」、再編の時期は「可能な限り早い時期」として、具体的に「令和15年度の開校を目指す」ことが示されています。

今後のスケジュールについても、提言書にはロードマップが示されており、設置場所を検討する学校用地調査委員会、初倉地区で実践する小中一貫教育を具体化させる初倉地区小中学校カリキュラム等検討委員会、新校舎の建設に係る校舎建設検討委員会の設置が提案されています。

なお、総合教育会議及び教育委員会定例会において、同提言を市の方針としていくことが決まりましたので、来る3月17日に住民説明会を開催して経緯や進め方について説明する予定です。

<質 問>

(2) 学校の職員会議等で十分に話し合った様子は見受けられない。この点について、どのように捉えているか。

<答 弁>

各学校では、職員会議などの打ち合わせの場において、検討委員会で出された情報の共有を行ってきました。各校長は、意見や質問があればその都度受けており、また、会議以外の場でも教員の想いを聞き取ってきましたので、検討委員会の場では教員の意見を一定程度反映できたと捉えています。

ただし、学校再編は、保護者や地域に与える影響が大きいため、個々の教員の意見を優先することは避けるべきと考えます。

### 3. 小・中学校の女子トイレへの生理用品の設置について

昨年の3月に「#みんなの生理」という団体がオンラインアンケートを行い、その結果として生理の貧困が浮き彫りになった。この問題は、タブー視され続けた風潮の中で、ジェンダー平等の課題として、メディア、また、国会、地方議会においても大きな話題となった。市内の学校ではどのような状況になっているか、以下伺う。

<質 問>

(1) 小・中学校では月経衛生や健康について、どのような内容と方法で教育が行われているか。

<答 弁>

小学校では、月経について4年生の保健の授業で思春期の体の変化の一つとして取り扱います。男女一緒に授業を行い、教科書や動画教材などを使用して学習しています。月経の時の具体的な対応の仕方や心構えなどについては、女子児童を対象に養護

教諭を中心に指導をしています。

また、中学校では、保健の学習で学ぶとともに思春期講座の内容として取り扱うこともあります。

<質 問>

(2) 小・中学校での生理用品の整備と児童・生徒への提供はどのようになっているか。

<答 弁>

学校では、生理用品を保健室に用意しています。急に必要となった児童・生徒は、保健室で生理用品を受け取ることができます。

<質 問>

(3) 小・中学校の女子トイレへ生理用品を設置するべきであると考えているかどうか。

<答 弁>

学校のトイレに生理用品を設置することは、困っている児童・生徒への対応策の一つとして考えられます。

しかし、学校においては、保健室で渡すという方法が適していると考えます。直接児童・生徒に渡すことで、その子の置かれている状況を把握したり、心身を健康に保つための助言を行ったりすることができるからです。児童・生徒のためにどのような方法をとることが良いのか、配置場所等について今後も検討していきます。

#### 16. 4番 提 坂 大 介 議員 (一問一答)

##### 1. 幼保園、学校での感染症対策について

私のところには、幼保園、学校での感染症対策は過度になっているなどと、子育て中の保護者から様々な声が届いている。昨年の9月定例会での私の一般質問において、「陽性者をゼロにすることは目指していない」と市長答弁にあった。大人が過度に新型コロナウイルスを恐れることにより、一番影響が出ているのは子供たちの教育環境である。そこで、以下質問する。

<質 問>

(1) 市として教育と感染症対策のバランスはどのように考えているか。

<答 弁>

市内小中学校では、文部科学省のマニュアルや通知等の方針、県教育委員会の県立学校における対策方針を踏まえるとともに、季節やその時期の感染状況を考慮しながら、新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。

感染症対策を行う中で、子供たちの仲間づくりや学習の機会等をできる限り保障するために、学習形態を工夫したり、行事等の時期や規模を変えたりしながら、教育活動の継続に努めています。

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、感染症が拡大することにより、教育・保育の提供ができなくなります。また、休園することによって、保護者の就労に影響を及ぼすこととなります。

このため、市では、厚生労働省の「保育所等における新型コロナウイルスへの対応

にかかるQ&A」等に基づき、消毒や三密の回避など感染症対策に十分な配慮をした上での園運営を行うよう助言、指導しております。

<質 問>

(2) 各学校や教育現場に保護者から様々な声が届いていると思うが、どのように受け止めているか。

<答 弁>

より強い感染症対策を望む御意見もあれば、感染症対策を緩和することを望む声など様々な御意見をいただきます。

市内小中学校において、感染拡大の時期は、消毒液の設置方法や集会での子供同士の間隔等に関して対策を求める声をいただきました。

夏場や運動会等の練習の時期は、特に熱中症の心配からマスクの着脱についての相談もありました。

1月前半からの感染状況においては、学級閉鎖を実施した学校の中で、閉鎖したクラス以外の子供が、3割以上自主的に休んだという学校が複数ある等、感染に対して大きな不安を抱く保護者も多数いました。

学校現場に届く保護者の声については、各学校で保護者の気持ちや考えを聞いた上で、個別に対応しています。また、学校教育課に相談をいただいた場合には、相談内容等に応じて、関係校と連携して対応したり、全小中学校に指示を出したりしています。

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、例えば、園行事について、人数制限を行うなどの工夫をして実施したことに対し、感謝をいただくこともあれば、実施することに不安を抱かれるなどの御意見をいただきました。保育所等では保護者に対し、その都度丁寧な説明により、御理解をいただくよう対応しております。



# 事務事業報告



# 事務事業の概要

教育総務課

## 実施（2月24日～3月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月24日	木	第2回教育委員会臨時会 定例	北部ふれあいセンター
		屋内運動場建設工事完成検査	第四小学校
3月1日	火	第1回教育委員会臨時会	プラザおおるり
3月7日	月	グラウンド周辺側溝整備工事完成検査	第四小学校
		周辺道路整備工事完成検査	第四小学校
3月9日	水	建設工事監理業務委託完成検査	第四小学校
3月17日	木	第2回教育委員会臨時会	プラザおおるり
		初倉地区小中学校再編方針住民説明会	初倉公民館
3月19日	土	北部地区住民説明会	神座小学校

## 予定（3月24日～4月26日）

月 日	曜日	事 項	場 所
3月24日	木	第3回教育委員会定例会	プラザおおるり
3月28日	月	特別支援教室等空調設備改修工事完成検査	第五小学校
		調理室等空調設備改修工事完成検査	第二中学校
4月1日	金	教育委員会辞令交付式	プラザおおるり
4月6日	水	市町教育委員会教育長会	静岡市
4月8日	金	静岡西市町教育委員会教育長連絡協議会	掛川市

# 事 務 事 業 の 概 要

学校教育課

実 施 (2月24日～3月23日)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月1日	火	修学旅行(相賀小、神座小)	県東部(相賀小) 静岡市(神座小)
3月2日	水	修学旅行(伊久美小)	静岡市
3月3日	木	公立高等学校入学者選抜(学力検査)	
3月4日	金	公立高等学校入学者選抜(面接・実技検査等)	
3月5日	土	休日参観(伊久美小)	伊久美小学校
3月7日	月	修学旅行(伊太小)	静岡市
		代休(伊久美小)	
3月11日	金	修学旅行(六合中)	県東部
3月14日	月	修学旅行(金谷中)	三重県
3月16日	水	修了式(伊久美小)	伊久美小学校
3月17日	木	修了式(第一中、第二中、六合中、 初倉中、金谷中、川根中)	各校
		卒業式(第一小、第二小、第三小、 第四小、六合小、大津小、伊太小、 相賀小、神座小、伊久美小、初倉小、 第五小、初倉南小、六合東小、金谷小、 五和小、川根小)	各校
3月18日	金	修了式(第一小、第二小、第三小、第四小、 六合小、大津小、伊太小、相賀小、神座小、 初倉小、第五小、初倉南小、六合東小、 金谷小、五和小、川根小)	各校
		卒業式(第一中、第二中、六合中、初倉中、 金谷中、川根中)	各校

予 定 (3月24日～4月26日)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月25日	金	統合に係る住民説明会 (第一小学区)	第一小学校
3月30日	水	統合に係る住民説明会 (伊太小学区)	伊太小学校
4月6日	水	入学式 (川根中)	川根中学校
		始業式 (第四小、大津小、相賀小、神座小、伊久美小、第五小、第一中、第二中、初倉中、金谷中、川根中)	各校
4月7日	木	入学式 (第二小、第三小、第四小、大津小、相賀小、神座小、伊久美小、第五小、初倉南小、第一中、第二中、六合中、初倉中、金谷中)	各校
		始業式 (第一小、第二小、第三小、六合小、伊太小、初倉小、初倉南小、六合東小、金谷小、五和小、川根小、六合中)	各校
4月8日	金	入学式 (第一小、六合小、伊太小、初倉小、六合東小、金谷小、五和小、川根小)	各校
4月16日	土	休日参観 (初倉南小、川根小)	各校
4月18日	月	代休 (初倉南小、川根小)	
4月23日	土	休日参観 (第一小、第二小、伊太小、相賀小、伊久美小、六合東小、五和小)	各校
4月25日	月	代休 (第二小、相賀小、神座小、川根小)	
4月26日	火	就学支援委員会・特別支援教育研修会	プラザおおるり

# 事務事業の概要

学校給食課

## 実施（2月24日～3月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
12月22日～ 3月28日	水 月	アレルギー面談  (対象者：52人)	市立小中学校
2月24日	木	献立会議（5月分）	中部学校給食センター
3月10日	木	物資選定会（5月分）	中部学校給食センター
3月16日	水	令和3年度学校給食最終日	中部学校給食センター 南部学校給食センター
3月18日	金	第二回島田市立学校給食センター運営委員会	中部学校給食センター
3月22日	火	献立会議（6月分）	中部学校給食センター

## 予定（3月24日～4月26日）

月 日	曜日	事 項	場 所
12月22日～ 3月28日	水 月	アレルギー面談  (対象者：52人)	市立小中学校
4月7日	木	物資選定会（6月分）	中部学校給食センター
		島田市浄化槽保守点検業務委託入札	プラザおおるり
4月8日	金	調理員衛生研修会	中部学校給食センター
4月11日	月	令和4年度学校給食開始日	中部学校給食センター 南部学校給食センター
4月19日	木	献立会議（7月分）	中部学校給食センター

# 事 務 事 業 の 概 要

社会教育課

実 施 (2月24日～3月23日)

月 日	曜日	事 項	場 所
2月24日	木	初倉公民館 短期講座 「お菓子屋さんの和菓子作り」 (受講者: 11人)	初倉公民館
		金谷公民館 おやじの井戸端講座 「おやじ達の料理づくり」 (受講者: 16人)	金谷生きがいセンター
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「キッズフィットネス」 (受講者: 6人)	北部ふれあいセンター
2月25日 ～3月21日	金 月	UNMANNED無人駅の芸術祭/大井川2022 (アートによる地域づくり推進事業補助) (参加アーティスト: 15組)	大井川鐵道無人駅 周辺及び川越し街道
2月25日	金	川根地区センター 市民学級 「シニア読書会講座」 (参加者: 9人)	川根地区センター
2月26日	土	六合公民館 社会教育講座 「六合子どもチャレンジクラブ閉講座式」 (月1回、全8回) (参加者: 63人)	六合公民館
		おおるりホールでピアノの弾こう (指定管理者自主事業) (参加者: 12人)	プラザおおるり
2月27日	日	六合公民館 社会教育講座 「コーヒー焙煎講座」 (参加者: 11人)	六合公民館
		初倉公民館 短期講座 「身近に役立つロープワーク」 (受講者: 5人)	初倉公民館
		金谷公民館 金谷宿大学受講生による清掃 奉仕作業 (参加者: 53人)	金谷公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「はじめての絵手紙」 (受講者: 6人)	北部ふれあいセンター
3月1日	火	第6期初めて0歳児をもつ親の講座 全4回 (3/1、3/8、3/15、3/22) (参加者: 10組20人)	保健福祉センター
3月2日	水	はつくら寺子屋閉級式 (規模縮小)	
		初倉小学校(3/1) (参加者: 22人) 初倉南小学校(3/9) (参加者: 17人)	初倉小学校 初倉南小学校

月 日	曜日	事 項	場 所
3月2日	水	中学生講座「スイ・水・数学②⑥」 ※②⑦9日、②⑧16日、②⑨23日 (参加者：②⑥2人、②⑦2人、 ②⑧0人、②⑨2人)	金谷公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「60歳からの健康体操」 (受講者：10人)	北部ふれあいセンター
3月4日	金	初倉公民館 高齢者学級 閉級式 (受講者：64人)	初倉公民館
3月5日～ 3月6日	土 日	生涯学習大会フェスタしまだ2022! (来場者：157人)	プラザおおるり
3月6日	日	初倉公民館 短期講座 「自分好みのコーヒー焙煎」 (受講者：5人)	初倉公民館
3月9日	水	初倉放課後子供教室「フレンズクラブ」 フレンズまつり・閉級式 (参加者：21人)	岡田公会堂
3月10日	木	青少年育成支援センター 正副会長選考委員会 (出席者：7人)	プラザおおるり
		六合公民館第2回公民館運営審議会 (出席者：5人)	六合公民館
		子育て広場「ぐう・ちよき・ぱあ」 (参加者：13組27人)	第一中学校
		川根地区センター 市民学級 「料理講座」、閉級式 (受講者：9人)	川根文化センター
3月11日	金	六合高齢者学級 閉級式 (参加者：82人)	六合公民館
3月12日	土	小中学生の子を持つ親の講座(土曜特別講座) (参加者：18人)	プラザおおるり
3月14日	月	ペアレントサポーター定例会 (出席者：5人)	市役所会議棟
3月15日	火	初倉公民館 市民学級 講座「栄養講座」、閉級式 (受講者：19人)	初倉公民館
		初倉公民館運営審議会 (出席者：7人)	初倉公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月16日	水	川根地区センター すこやか学級 「グランドゴルフ」、閉級式 (参加者：14人)	川根町身成グラウンド
		社会教育課主催講座 「Zoomを活用してオンライン講座を開くコツ～実践編～」 (受講者：12人)	金谷公民館
		大津農村環境改善センター 高齢者学級 定例会・閉級式 (参加者：37人)	大津農村環境改善センター
3月17日	木	六合公民館 市民学級閉級式 (参加者：40人)	六合公民館
3月18日	金	島田市放課後子供教室推進事業運営委員会 (出席者：6人)	初倉公民館
3月19日～ 3月20日	土 日	金谷宿大学成果発表会・閉講式 (来場者：300人)	金谷生きがいセンター
3月20日	日	大津っ子をみんなで育てる協議会「ハイキング de おおつ発見」 (参加者：30人)	大津地区内
3月23日	水	金谷公民館 市民学級「閉級式・お楽しみ会」 (参加者：23人)	金谷公民館
		金谷公民館 高齢者学級「閉級式・お楽しみ会」 (参加者：29人)	金谷公民館

予 定 (3月24日～4月26日)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月24日	木	川根地区センター 里山ウォーキング 「市井平方面に行ってみよう」、閉級式 (参加予定：15人)	川根町家山地内
		子育て広場「ぐう・ちよき・ぱあ」 (参加予定：20組40人)	第一中学校
4月2日	土	おおるりホールで好きな音楽を聴こう (指定管理者自主事業) (参加予定：7人)	プラザおおるり
4月6日	水	第1期初めて0歳児をもつ親の講座 全4回 (4/6、4/13、4/20、4/27) (参加予定：10組20人)	保健福祉センター
4月8日	金	伊久身農村環境改善センター社会教育講座 やまびこクラブとの共催 高齢者対象「リアル野球盤」 (参加予定：30人)	伊久身農村環境改善センター

月 日	曜日	事 項	場 所
4月9日	土	ベーゼンドルファーを弾こう (指定管理者 自主事業) (参加予定: 11人)	プラザおおるり
4月11日	月	家庭教育推進グループ定例会 (出席予定: 15人)	市役所会議棟
4月13日	水	川根地区センター 市民学級 「開級式」 (参加予定: 14人)	川根地区センター
4月14日	木	青少年育成支援センター学区会 (川根中学校区 参加予定: 16人)	川根地区センター
		第1回地域学校協働本部運営委員会 (出席予定: 24人)	プラザおおるり
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加予定: 20組40人)	第一中学校
4月15日	金	六合公民館 高齢者学級開級式 (参加予定: 100人)	六合公民館
		青少年育成支援センター学区会 (金谷中学校区 参加予定: 31人)	金谷公民館
		第1回家庭教育学級担当者合同会議 (出席予定: 70人)	プラザおおるり
4月19日	火	六合公民館 市民学級開級式 (参加予定: 60人)	六合公民館
		青少年育成支援センター学区会 (初倉中学校区 参加予定: 27人)	初倉公民館
		大津高齢者学級 開級式・定例会 (参加予定: 35人)	大津農村環境改善 センター
4月20日	水	川根地区センター 里山ウォーキング 「開級式」 (参加予定: 20人)	川根地区センター
4月21日	木	青少年育成支援センター学区会 (第一中学校区、参加予定: 29人)	第一中学校
		第1回ペアレントサポーター定例会 (参加予定: 16人)	プラザおおるり
		川根地区センター すこやか学級 「開級式」 (参加予定: 20人)	川根地区センター
4月22日	金	青少年育成支援センター学区会 (第二中学校区 参加予定: 35人)	プラザおおるり
4月23日	土	おおるりホールで好きな音楽を聴こう (指定管理者自主事業) (参加予定: 2組)	プラザおおるり

# 事務事業の概要

博物館課

実施（2月24日～3月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
12月18日～ 3月21日	土 月	第87回企画展 「プラモエクスポ2022in島田」	博物館本館
2月5日～ 3月27日	土 日	収蔵品展 海野光弘「大地に立つ」後期	博物館分館
2月24日	木	第1回しまだ市民遺産審査委員会 (参加者：14人)	博物館本館
2月27日	日	おもちゃ病院	博物館本館
3月4日	金	しまだ市民遺産現地調査 (参加者：14人)	市内
3月6日	日	ちよつと昔のおもしろ体験 昔の家事を体験しよう～アイロン編～ (参加者：42人)	博物館分館
3月12日	土	分館収蔵品展関連イベント ギャラリート ーク (参加者：2人)	博物館分館
		第87回企画展関連イベント ギャラリート ーク (参加者：8人)	博物館本館
3月13日	日	しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」 (参加者：26人)	博物館本館
3月15日	火	第2回しまだ市民遺産審査委員会 (参加者：14人)	博物館本館
3月20日	日	日本刀鑑賞初心者講座「初心者だけの鑑定 会」 (参加者：13人)	博物館本館
3月23日	水	令和3年度第2回博物館協議会 (参加者：7人)	博物館本館

予 定（3月24日～4月26日）

月 日	曜日	事 項	場 所
3月27日	日	おもちゃ病院	博物館本館
3月28日	月	しまだ市民遺産認定式（参加予定：10人）	本庁舎市長応接室
4月2日～ 5月22日	土 日	収蔵品展 「いまだけ・ここだけ くびったけ 推しのお宝大公開!？」（前期）	博物館本館
4月2日～ <del>6</del> 5月22日	土 日	収蔵品展 海野光弘「木に触れる」－版木と作品－	博物館分館
4月3日	日	ちょっと昔のおもしろ体験 のぞいてみよう、昔の食卓 （参加予定：20人）	博物館分館
4月10日	日	しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」（参加予定：30人）	博物館本館
4月24日	日	おもちゃ病院	博物館本館

# 事務事業の概要

スポーツ振興課

実施（2月24日～3月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
1月27日～ 3月21日	木 月	「島田ゆめ・みらいパーク」の休場 ※まん延防止等重点措置適用による	島田ゆめ・みらい パーク
2月25日	金	スポーツ推進委員定例会 (参加者：26人)	市役所会議棟
2月26日	土	志太地区スポーツ推進委員連絡協議会交 流会・理事会 ※まん延防止等重点措置適用により中止	藤枝市
3月8日	火	第1回みんなで歩こうトランポウウォーク 実行委員会 (参加者：12人)	市役所会議棟
3月13日	日	スポーツ推進委員 ボッチャ講習会 (参加者：24人)	ローズアリーナ
3月16日	水	島田市スポーツ賞表彰式 (参加者：170人)	プラザおおるり
3月22日	火	志太地区スポーツ推進委員連絡協議会 臨時理事会・ニュースポーツ専門部会 (参加者：18人)	藤枝市役所
3月23日	水	スポーツ推進委員定例会 (参加者：25人)	市役所会議棟

予定（3月24日～4月26日）

月 日	曜日	事 項	場 所
3月24日	木	令和3年度 第2回 スポーツ振興協議会 (参加予定：15人)	市役所会議棟
4月12日	火	スポーツ推進委員委嘱状交付式及び定例 会 (参加予定：29人)	プラザおおるり
4月15日	金	スポーツ推進委員 新人研修会 (参加予定：20人)	プラザおおるり
4月17日	日	(仮) 藤枝MYFCホームタウン島田D AY	藤枝総合運動公園 サッカー場
4月19日	火	男のトランポウウォーク教室 ※毎週火曜 全3回 (参加予定：10人)	ローズアリーナ
4月20日	水	スポーツ推進委員 ストレッチ講習会 (参加予定：29人)	ローズアリーナ
4月21日	木	静岡県スポーツ推進委員連絡協議会 地区別委員長・担当者会議	静岡市
4月26日	火	男のトランポウウォーク教室 ※毎週火曜 全3回 (参加予定：10人)	ローズアリーナ

# 事務事業の概要

図書館課

実施（2月24日～3月23日）

月 日	曜日	事 項	場 所
1月18日～ 3月6日	火 日	本の帯まつり作品展示	島田図書館
1月27日～ 3月2日	木 水	「科学道100冊」展示	島田図書館
2月1日～ 2月28日	水 火	特集コーナー設置 一般：「受験生頑張っ！」 児童：「空をながめよう（虹・星空・月・雲・天気）」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「富士山」 児童：「節分・鬼・冬のえほん」 「バレンタイン・おやつ」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「富士山」 児童：「おいしいおかし」	川根図書館
2月17日～ 3月1日	木 火	「富士山の日協賛」富士山関連資料の展示	金谷図書館
2月17日～ 3月8日	木 火	展示コーナー 「静岡ゆかりの木版画」展	金谷図書館
2月25日	金	おはなし会（NPOもみの木学級） （参加者：9人）	金谷図書館
2月26日	土	本・雑誌の無料配布（島田図書館）	プラザおおるり
3月1日	火	ブックスタート（参加者：28人）	保健福祉センター
3月1日～ 3月31日	火 木	特集コーナー設置 一般：「巣立つあなたへ（一人暮らしに向けて）」 児童：「おはなみ（花・サクラ・菜の花・お弁当）」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「入園・入学準備」 児童：「春・おひなさま」 「手紙を書こう！手紙の本」	金谷図書館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月1日～ 3月31日	火 木	特集コーナー設置 一般：「山菜」 児童：「もうすぐ春！くさばなの本」	川根図書館
3月3日	木	第4回島田市立図書館協議会	市役所
3月8日	火	ブックスタート (参加者：25人)	保健福祉センター
3月10日～ 3月31日	木 火	展示コーナー 「写団茶の実創立50周年作品」展	金谷図書館

予 定 (3月24日～4月26日)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月1日～ 3月31日	火 木	特集コーナー設置 一般：「巣立つあなたへ (一人暮らしに向けて)」 児童：「おはなみ (花・サクラ・菜の花・お弁当)」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「入園・入学準備」 児童：「春・おひなさま」 「手紙を書こう！手紙の本」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「山菜」 児童：「もうすぐ春！くさばなの本」	川根図書館
4月1日～ 4月30日	金 土	特集コーナー設置 一般：「図書館記念日」 児童：「SDGs」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「みんなともだち みんなたいせつ みんなのこせい (発達障害啓発週 間)」 児童：「春の妖精たち」 「国際子どもの本の日 (アンデルセン)」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「おいしいパン」 児童：「わくわくどきどきの春 (植物・一 年生・学校)」	川根図書館

月 日	曜日	事 項	場 所
4月2日～ 4月19日	土 火	展示コーナー 「花文字作品」展	金谷図書館
4月5日	火	ブックスタート	保健福祉センター
4月12日	火	ブックスタート	保健福祉センター
4月15日	金	高齢者おはなし会	ふれあい健康プラザ
4月20日	水	おはなし宅配便 (参加予定：60人)	五和保育園
4月21日～ 5月10日	木 火	展示コーナー 「島田齋ミニかつら」展	金谷図書館
4月22日	金	おはなし会 (NPOもみの木学級) (参加予定：10人)	金谷図書館
4月23日～ 5月12日	土 木	こどもの読書週間コーナー設置 島田：「自伝・伝記絵本」 金谷：「心がやさしくなる本」 川根：「名作をありがとう！エリック・カールさん」	島田図書館 金谷図書館 川根図書館
4月23日～ 5月15日	土 日	クローバーカード	金谷図書館

# 島田市教育委員会定例会議案



令和4年度島田市教育の施策の大要について

令和4年度島田市教育の施策の大要を別冊のとおり定める。

令和4年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

議案第17号

島田市立小・中学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部改正について

島田市立小・中学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程（平成17年島田市教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

第4条第7号中「走行距離がおおむね200キロメートル又は」を削り、同号ただし書を次のように改める。

ただし、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める場合を除く。

第5条第2項中「、申請した」を「申請した」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、運転免許証若しくは自動車検査証の有効期限又は自賠責保険等若しくは任意保険の満期日の更新に係る変更の場合にあっては、それらを証する書類の写しを添えてその旨を届け出ることをもって足りるものとする。

第5条第4項中「、静岡県職員の旅費に関する規則（昭和31年静岡県人事委員会規則第7-20）第4条に規定する旅行命令（依頼）簿により」を削る。

第8条第2項中「島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

別記様式を次のように改める。

新 旧 条 文

例規名 島田市立小・中学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程

新 条 文

(使用の承認の制限)

第4条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、自家用車の公務使用を承認してはならない。

(1)

省略

(6)

(7) 1日の運転時間が4時間を超える場合。ただし、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める場合を除く。

(8) 省略

(9) 省略

(使用の承認の手続)

第5条 省略

2 職員は、前項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、直ちに校長に申請しなければならない。ただし、運転免許証若しくは自動車検査証の有効期限又は自賠責保険等若しくは任意保険の満期日の更新に係る変更の場合にあっては、それらを証する書類の写しを添えてその旨を届け出ることをもって足りるものとする。

3 省略

4 職員（同乗する職員を含む。）は、自家用車の公務使用をするときは、その都度、校長にその旨を申し出て承認を受けなければならない。

(交通事故の処理)

第8条 省略

2 校長は、前項の規定による報告があったときは、速やかにその状況を教育委員会に報告するものとする。

3 省略

4 省略

対 照 表

旧 条 文

(使用の承認の制限)

第4条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、自家用車の公務使用を承認してはならない。

(1)

省略

(6)

(7) 1日の走行距離がおおむね200キロメートル又は運転時間が4時間を超える場合。ただし、教育活動の事前調査等の場合を除く。

(8) 省略

(9) 省略

(使用の承認の手続)

第5条 省略

2 職員は、前項の規定により、申請した事項に変更が生じた場合は、直ちに校長に申請しなければならない。

3 省略

4 職員（同乗する職員を含む。）は、自家用車の公務使用をするときは、その都度、静岡県職員の旅費に関する規則（昭和31年静岡県人事委員会規則第7-20）第4条に規定する旅行命令（依頼） 簿により、校長にその旨を申し出て承認を受けなければならない。

(交通事故の処理)

第8条 省略

2 校長は、前項の規定による報告があったときは、速やかにその状況を島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

3 省略

4 省略

別記様式(第5条関係)

公務に使用する自家用車申請書

年 月 日

学校長 様

職員番号

申請者 職 名

氏 名

島田市立小・中学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、自家用車の公務使用中に交通事故を起こした場合、自賠責保険等及び任意保険の保険金と同じ額を損害賠償に充てることについて承諾します。

運転免許証	有効期限	年 月 日
1年以上の運転経歴		
免許の取消し又は停止	(過去1年以内)	
交通違反による刑事処分	(過去1年以内)	
使用車両	車検有効期限	年 月 日
	登録番号(車両番号)	
	所有者氏名・続柄	
自賠責保険等	満期日	年 月 日
	満期日	年 月 日
任意保険	対人賠償	無 制 限
	対物賠償	
	人身傷害 搭乗者傷害	
校長承認	上記の申請を承認します。(印)	

(注)

1 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書及び任意保険の保険証券又は共済証券を提示し、その写しを添付すること。

2 申請内容に変更が生じた際は、その都度申請すること。ただし、運転免許証若しくは自動車検査証の有効期限又は自賠責保険等若しくは任意保険の満期日の更新に係る変更の場合には、それらを証する書類の写しを添えてその

別記様式(第5条関係)

公務に使用する自家用車申請書

学校長 様

年 月 日

申請者 職 名

次のとおり島田市立小・中学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程第5条の規定により申請します。なお、自家用車の公務使用中に交通事故を起こした場合、自賠責保険等及び任意保険の保険金と同じ額を損害賠償に充てることについて承諾します。

内容	生 歴	年度変更・更新	年度変更・更新
	免許の種類		
免許取得日	年 月 日		
1年以上の運転経歴	有 無		
免許の取消し又は停止	(過去1年以内)	有 ( 年 月 日 )	有 ( 年 月 日 )
交通違反による刑事処分	(過去1年以内)	有 ( 年 月 日 )	有 ( 年 月 日 )
車種・車名	普通・小型 種 車 名 ( )	普通・小型 種 車 名 ( )	普通・小型 種 車 名 ( )
誕生日	人	人	人
登録番号			
所有者氏名・続柄			
登録先			
証書番号			
契約先			
証書番号			
任意保険	対人賠償	無 制 限	無 制 限
	対物賠償		
	人身傷害		
	搭乗者賠償		
その他			
備考	(任意保険に特記事項がある場合は記載すること)		
校長承認印	年 月 日	免 許 車 種	任 意 保 險
	月 日 月 日 月 日	月 日 月 日 月 日	月 日 月 日 月 日

(注)

1 申請内容に変更が生じた場合には、その都度申請すること。

2 免許証及び保険証券により正確に記入すること。

3 自動車検査証及び保険証券を提示すること。

旨を届け出ることをもって足りるものとする。

議案第18号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を次のとおり委嘱する。

令和4年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日  
令和4年4月1日
- 2 委嘱期間  
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の氏名等  
下記のとおり

記

学校名	内科	眼科	耳鼻科	歯科	薬剤師
金谷小学校	さかい としあき 坂井 敏明 おだ たかひろ 織田 孝裕	かわごえ なおあき 川越 直顕	すぎもと としひこ 杉本 俊彦	しばた たけし 柴田 武士 つるなが なおし 鶴長 尚志	しんじ ひきこ 進士 寿子
五和小学校	こはら ひろつぐ 小原 弘嗣 ひらい としゆき 平井 利幸			かとう こうじ 加藤 浩司	たしろ りつこ 田代 律子
川根小学校	たかぎ はやと 高木 勇人			またひら ともふみ 又平 基史	すぎもり いさお 杉森 勲
金谷中学校	さかい としあき 坂井 敏明 おだ たかひろ 織田 孝裕			すぎうら かずたか 杉浦 一隆 つるなが なおし 鶴長 尚志	かわらぎき くにひろ 河原崎 邦弘
川根中学校	たかぎ はやと 高木 勇人			よし かわもとひと 吉 川元仁	むらた ともやす 村田 朋康

令和4年度島田市学校給食費の額について

令和4年度島田市学校給食費の額を次のとおり定める。

令和4年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 島田市立小学校の学校給食費
  - (1) 児 童 1食単価274円（月額4,558円で11か月徴収）
  - (2) 教職員 1食単価274円（月額4,558円で11か月徴収）

\*令和3年度と同額
  
- 2 島田市立中学校の学校給食費
  - (1) 生 徒 1食単価327円（月額5,440円で11か月徴収）
  - (2) 教職員 1食単価327円（月額5,440円で11か月徴収）

\*令和3年度と同額
  
- 3 学校給食センター職員の学校給食費  
1食単価274円（月額4,558円で11か月徴収）  

\*令和3年度と同額

六合公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、六合公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和4年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日 令和4年4月1日
- 2 任 期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	ますだ まさひろ 増田 正弘	島田市岸町	地域の代表者 （六合コミュニティ委員会 委員長）
新	ますだ 増田 しげ子	島田市道悦一丁目	社会教育の関係者 （六合公民館市民学級 長）

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

参 考（任期が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの委員）

	氏 名	住 所	摘 要
	こばやし まさのり 小林 正宣	島田市道悦五丁目（学校）	学校教育の関係者 （六合小学校長） 1期目
	おおつか けんじ 大塚 健司	島田市阿知ヶ谷	地域の代表者 （阿知ヶ谷・東光寺自 治会長） 1期目
	むらた みつお 村田 光男	島田市道悦四丁目	学識経験者 （元校長） 4期目
	さかもと りつこ 坂本 里津子	島田市道悦一丁目	社会教育の関係者 （公民館活動団体代表 者） 1期目

初倉公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、初倉公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和4年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

- 1 委嘱年月日 令和4年4月1日
- 2 任 期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
新	はやし くにひこ 林 邦彦	島田市船木	地域の代表者 (初倉地区自治会長・町内会長会)
新	やまだ せいご 山田 誓午	島田市阪本（学校）	学校教育の関係者 (初倉小学校長)
新	未定	島田市	家庭教育の関係者 (初倉地区民生児童委員、主任児童委員)
新	未定	島田市	社会教育の関係者 (初倉あゆみ学級長)

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

参 考（任期が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの委員）

	氏 名	住 所	摘 要
	くればやし みつぐ 紅林 貢	島田市湯日	地域の代表者 (初倉コミュニティ委員会会長) 2期目
	たいこう かつお 太向 勝男	島田市月坂一丁目	社会教育の関係者 (初倉生涯学級生) 2期目

金谷公民館運営審議会委員の委嘱について

島田市立公民館条例（平成17年島田市条例第152号）第15条第2項の規定に基づき、金谷公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和4年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

- 1 委嘱年月日 令和4年4月1日
- 2 任期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（前任者の残任期間）
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏名	住所	摘要
新	くぼた のりよし 久保田 法善	島田市金谷根岸町（学校）	学校教育の関係者 （金谷小学校長）

- 4 選任事由 選出区分代表者の変更に伴う選任

参 考（任期が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの委員）

	氏名	住所	摘要
	たけうち りいち 竹内 理式	島田市金谷栄町	社会教育の関係者 （金谷宿大学、公民館利用者） 1期目
	くまざわ まさこ 熊澤 正子	島田市金谷本町	社会教育の関係者 （金谷宿大学、公民館利用者） 1期目
	のざき ちかこ 野崎 千賀子	島田市金谷中町	社会教育の関係者 （金谷宿大学、公民館利用者） 1期目
	きだ てるお 木田 輝男	島田市金谷栄町	地域の代表者 （島田市自治会長連合会金谷地区長） 2期目
	すずき あきお 鈴木 曠雄	島田市高熊	地域の代表者 （金谷コミュニティ委員会副会長） 2期目

島田市スポーツ推進委員の委嘱について

島田市スポーツ推進委員規則（教育委員会規則第1号）の規定により、島田市スポーツ推進委員を次のとおり委嘱する。

令和4年3月24日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日 令和4年4月1日
- 2 任 期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 委嘱する者の氏名等

	氏 名	住 所	摘 要
再	あさひな のぶこ 朝比奈 伸子	島田市志戸呂	スポーツ経験者 10期目
再	つかもと はるお 塚本 春雄	島田市東町	スポーツ経験者 10期目
再	うすい しげと 臼井 重人	島田市川根町笹間下	スポーツ経験者 10期目
再	せりざわ ゆたか 芹澤 豊	島田市元島田	スポーツ経験者 10期目
再	ますだ よりこ 増田 依子	島田市向島町	スポーツ経験者 10期目
再	きたがわ みさち 北川 美幸	島田市神座	スポーツ経験者 10期目
再	いちかわ しおり 市川 志織	島田市稻荷四丁目	スポーツ経験者 10期目
再	おおはし としはる 大橋 俊晴	島田市伊久美	スポーツ経験者 10期目
再	すぎはし まゆみ 杉橋 真弓	島田市竹下	スポーツ経験者 10期目
再	いわもと けんいち 岩本 謙一	島田市東町	スポーツ経験者 9期目
再	おおしま ゆきこ 大嶋 由紀子	島田市川根町家山	スポーツ経験者 9期目

	氏 名	住 所	摘 要
再	ひの 飛野 あつこ 淳子	島田市川根町家山	スポーツ経験者 8期目
再	やぎ 八木 ひでお 英夫	島田市船木	スポーツ経験者 7期目
再	やぎ 八木 みわこ 美和子	島田市東町	スポーツ経験者 7期目
再	たけうち 竹内 こういち 康一	菊川市柳三丁目	スポーツ経験者 7期目
再	もりぐち 森口 さとみ 里美	島田市相賀	スポーツ経験者 6期目
再	うえの 上野 のぶこ 伸子	島田市河原一丁目	スポーツ経験者 6期目
再	おおた 太田 よしき 佳樹	島田市川根町家山	スポーツ経験者 6期目
再	やました 山下 あきこ 彰子	島田市伊太	スポーツ経験者 5期目
再	おちあい 落合 せつお 節夫	島田市湯日	スポーツ経験者 4期目
再	つちや 土屋 まゆみ	島田市金谷猪土居	スポーツ経験者 4期目
再	みやむら 宮村 やすゆき 泰之	島田市大柳	スポーツ経験者 4期目
再	おおはし 大橋 あやか 亜也佳	島田市川根町家山	スポーツ経験者 3期目
再	おぐら 小倉 よしあき 良昭	島田市ばらの丘二丁目	スポーツ経験者 3期目
再	たてばやし 立林 ともこ 智子	島田市横井二丁目	スポーツ経験者 3期目
再	はらき 原木 かつじ 克司	島田市川根町抜里	スポーツ経験者 2期目
再	やすだ 安田 たけひさ 武央	島田市宮川町	スポーツ経験者 2期目
新	かねこ 金子 くみ 久美	島田市東町	スポーツ推進委員による推薦 バスケットボール経験者
新	ふじわか 藤若 ひろえ 博枝	島田市船木	スポーツ推進委員による推薦 陸上競技経験者

#### 4 選任事由

「再」：任期満了のため

「新」：委員を増員するため



# 協 議 事 項



しまだの教育（リーフレット）について

しまだの教育（リーフレット）について、別紙（案）のとおり協議します。

## 社会教育委員に諮問するテーマについて

社会教育委員は、社会教育法第17条第1項第2号の規定により、定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べることができるとされています。

については、社会教育委員に対して諮問するテーマについて、次のとおり協議します。

### 1 諮問事項

島田市における公民館の今後の在り方について

### 2 公民館の現状

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など、地域における学習需要に総合的に応える社会教育施設として、これまで重要な役割を担ってきている。

近年では、少子・高齢化、地域コミュニティの希薄化、防災等の安全に対する意識の高まり、新型コロナウイルス感染拡大に係る新たな生活様式による対応など、社会が大きく変化している中で、公民館の果たすべき役割は、ますます多様かつ重要なものとなっている。

そのため、島田市でも、公民館に行政サービスセンターを設置したり、係長級の職員をセンター長又は館長として配置したりして、地域づくりの拠点としての役割を担っているところである。

### 3 諮問理由（内容）

公民館が多く地域住民が集い、住民相互が学び合う場として、また、更なる地域づくりの拠点としての役割を果たすため、公民館の現状と課題を整理するとともに、島田市における公民館の今後の在り方について諮問するものである。

### 4 検討の観点

- (1) 島田市の公民館の現状と課題
- (2) 公民館の今後の在り方

島田市社会教育委員の会議  
議長 田代 保廣 様

島田市教育委員会教育長

島田市における公民館の今後の在り方について（諮問）

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、島田市における公民館の今後の在り方について諮問いたします。

記

1 諮問事項

島田市における公民館の今後の在り方について

2 公民館の現状

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など、地域における学習需要に総合的に応える社会教育施設として、これまで重要な役割を担ってきている。

近年では、少子・高齢化、地域コミュニティの希薄化、防災等の安全に対する意識の高まり、新型コロナウイルス感染拡大に係る新たな生活様式による対応など、社会が大きく変化している中で、公民館の果たすべき役割は、ますます多様かつ重要なものとなっている。

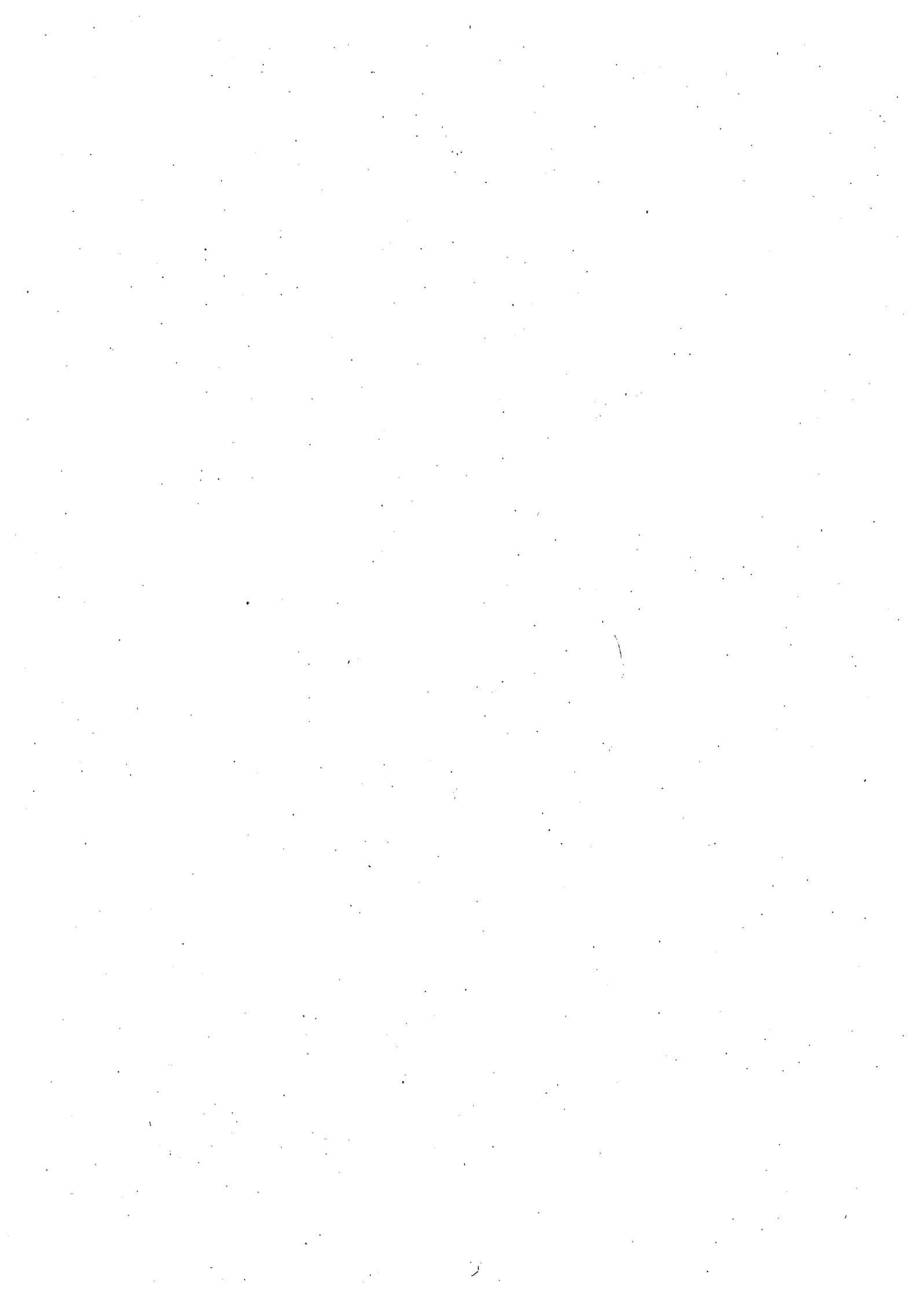
そのため、島田市でも、公民館に行政サービスセンターを設置したり、係長級の職員をセンター長又は館長として配置したりして、地域づくりの拠点としての役割を担っているところである。

3 諮問理由（内容）

公民館が多く地域住民が集い、住民相互が学び合う場として、また、更なる地域づくりの拠点としての役割を果たすため、公民館の現状と課題を整理するとともに、島田市における公民館の今後の在り方について諮問するものである。

4 検討の観点

- (1) 島田市の公民館の現状と課題
- (2) 公民館の今後の在り方



次回教育委員会定例会における  
協議事項の集約



# 報 告 事 項



令和4年2月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
第一中学校	会議用テーブル	2 台	106,700 円	第一中学校PTA (会長 片川 範之)
	キャスター付き テーブル	2 台	91,300 円	
計			198,000 円	

(報告事項)

学校教育課

令和4年2月分の生徒指導について

令和4年2月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

島田市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正について

島田市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正について、次のとおり報告します。

島田市規則第 12 号

島田市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 4 年 3 月 10 日

島田市長 染谷 絹代

島田市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

島田市青少年問題協議会条例施行規則（平成 17 年島田市規則第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 島田市産業経済部長

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

新 旧 条 文

例規名 島田市青少年問題協議会条例施行規則

新 条 文	旧 条 文
<p>(関係行政機関の委員)            第2条 条例第3条第4項第2号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。            (1) 〃 省略            (5) 〃 省略            (6) 島田市産業経済部長            (7) 省略</p>	<p>(関係行政機関の委員)            第2条 条例第3条第4項第2号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。            (1) 〃 省略            (5) 〃 省略            (6) 島田市産業観光部長            (7) 省略</p>

対 照 表

旧 条 文	新 条 文
<p>(関係行政機関の委員)            第2条 条例第3条第4項第2号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。            (1) 〃 省略            (5) 〃 省略            (6) 島田市産業観光部長            (7) 省略</p>	<p>(関係行政機関の委員)            第2条 条例第3条第4項第2号の関係行政機関の職員は、次に掲げる者とする。            (1) 〃 省略            (5) 〃 省略            (6) 島田市産業経済部長            (7) 省略</p>

島田市子ども・若者支援地域協議会要綱の一部改正について

島田市子ども・若者支援地域協議会要綱の一部改正について、次のとおり報告します。

島田市告示第 37 号

行政組織の再編成に伴い関係する要綱を整理するため、島田市不当要求行為等の防止及び対策に関する要綱等の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 10 日

島田市長 染谷 絹代

省略

(島田市子ども・若者支援地域協議会要綱の一部改正)

第 4 条 島田市子ども・若者支援地域協議会要綱(平成 23 年島田市告示第 28 号)の一部を次のように改正する。

別表中「島田市産業観光部商工課」を「島田市産業経済部商工課」に改める。

省略

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

新 旧 条 文

例規名 島田市不当要求行為等の防止及び対策に関する要綱等

新 条 文	旧 条 文																				
<p>省略 ○第4条関係（島田市子ども・若者支援地域協議会要綱） 別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>関係機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国及び地方公共団体の機関</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>島田市産業経済部商工課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>省略</p>	区分	関係機関等	国及び地方公共団体の機関	省略		島田市産業経済部商工課		省略		省略	<p>省略 ○第4条関係（島田市子ども・若者支援地域協議会要綱） 別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>関係機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国及び地方公共団体の機関</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>島田市産業観光部商工課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>省略</p>	区分	関係機関等	国及び地方公共団体の機関	省略		島田市産業観光部商工課		省略		省略
区分	関係機関等																				
国及び地方公共団体の機関	省略																				
	島田市産業経済部商工課																				
	省略																				
	省略																				
区分	関係機関等																				
国及び地方公共団体の機関	省略																				
	島田市産業観光部商工課																				
	省略																				
	省略																				

対 照 表

旧 条 文	新 条 文																				
<p>省略 ○第4条関係（島田市子ども・若者支援地域協議会要綱） 別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>関係機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国及び地方公共団体の機関</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>島田市産業観光部商工課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>省略</p>	区分	関係機関等	国及び地方公共団体の機関	省略		島田市産業観光部商工課		省略		省略	<p>省略 ○第4条関係（島田市子ども・若者支援地域協議会要綱） 別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>関係機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国及び地方公共団体の機関</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>島田市産業経済部商工課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>省略</p>	区分	関係機関等	国及び地方公共団体の機関	省略		島田市産業経済部商工課		省略		省略
区分	関係機関等																				
国及び地方公共団体の機関	省略																				
	島田市産業観光部商工課																				
	省略																				
	省略																				
区分	関係機関等																				
国及び地方公共団体の機関	省略																				
	島田市産業経済部商工課																				
	省略																				
	省略																				